

ずい道等の掘削等作業主任者技能講習規程の一部を改正する件

○厚生労働省告示第二百三十五号

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第八十三条の規定に基づき、ずい道等の掘削等作業主任者技能講習規程（昭和五十六年労働省告示第四十一号）の一部を次の表のように改正する。

令和二年六月十五日

厚生労働大臣 加藤 勝信

(傍線部分は改正部分)

改正後		改正前	
2 (略)	(略)	第三條 技能講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる講習時間により、教本等必要な教材を用いて行うものとする。	第三條 技能講習は、次の表の上欄に掲げる講習科目に応じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる範囲について同表の下欄に掲げる講習時間により、教本等必要な教材を用いて行うものとする。
	講習科目	範囲	範囲
	講習時間	講習時間	
工事用設備、 機械、器具、 作業環境の改 善方法等に関 する知識	工事用設備及び機械の取扱い 電気及び内燃機関 器具及 び工具 有害ガス及び可燃性 ガス 危険防止のための措置 落盤又は肌落ちの予知 空 気中の粉じんの濃度等の測定 方法 換気等の方法 服装、 要求性能墜落制止用器具その 他の命綱、保護帽及び呼吸用 保護具	工事用設備、 機械、器具、 作業環境等に 関する知識	工事用設備及び機械の取扱い 電気及び内燃機関 器具及 び工具 有害ガス及び可燃性 ガス 危険防止のための措置 落盤又は肌落ちの予知 服 装及び保護具
	五時間三十分	四時間	

附 則

この告示は、令和三年四月一日から施行する。